

高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務 基本仕様書

1 業務名

高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務

2 業務の概要

安佐北区の高陽地域及び白木地域においては、平成28年9月にそれぞれの地域からまちづくり提言書が本市に提出され、当該提言書に基づく取組が行われている。

提言書提出以降、JR芸備線について再構築協議会が設置され、今後、関係自治体・事業者等を構成員としてJR芸備線のあり方等が議論される予定であるなど、両地域を取り巻く状況に大きな変化がある中で、その利用促進に向けてJR芸備線の沿線に位置する両地域の活性化の重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、高陽地域・白木地域の活性化とJR芸備線の利用促進を図るため、両地域で機能及び役割を分担し、それらを踏まえた取組を行うなど、両地域を一体と捉えた広域的視点に立ったまちづくりの実現に向けた活性化プランを、住民が主体となって作成できるよう、若い世代を始めとした多様な世代によるワークショップを開催し、その結果を踏まえた活性化プランの素案を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) ワークショップの開催

ア 業務内容

- ・ 開催案内業務（開催案内の発送、参加者の取りまとめ）
- ・ 開催準備（ワークショップでの意見交換に必要な資料の作成（市から別途提供する公共交通、駐車場の利用状況等に関するデータを踏まえ、必要な情報の調査・分析を行う。）、消耗品及び備品等の準備）
- ・ ワークショップの運営（会場設営、議事進行）
- ・ 各回のワークショップ通信（ワークショップの開催結果を取りまとめたもの）の作成及び配付

イ ワークショップの構成

以下の内容は必ず行うこと。ただし、進め方は自由提案とする。

- ・ オリエンテーション（目的、進め方等の説明、基本的視点の共有と確認※）
- ・ 地域の現状、各地域の地域資源及びJR芸備線等公共交通に関する意見交換
- ・ 地域の活性化及びJR芸備線の利活用に向けた課題及び取組内容についての意見交換
- ・ 活性化プランの取りまとめに係る意見交換

※ 基本的視点の共有と確認は、各回冒頭に行うこと。なお、基本的視点とは、「個人的な価値観や居住する地区の利便性等に捉われことなく、（特に、インフラの整備や機能強化を考えるに当たっては）高陽地域・白木地域全体のことを考えること」、「若い世代を始めとした多様な世代にとってより良い地域となることを考えること」、「地域の取組や地域資源の活用に資する芸備線等公共交通のあり方を考えること」及び「批判や否定をするだけでなく、代替となる案を提案するなど前向き議論をすること」等、有意義な意見交換に必要な認識のことをいう。

ウ 開催場所

原則、高陽地域又は白木地域内のJR芸備線駅周辺の施設とする。

なお、会場の使用に当たっては、受注者が使用手続を行い、使用料を負担すること。

エ 実施回数

4回以上

オ 想定参加者数

40名程度/回

カ 実施体制

ワークショップの開催に当たっては、以下の人員を配置すること。

- ・ 全体ファシリテーター：1名
- ・ 補助者：必要に応じて人員を配置すること。

(2) 活性化プランの素案の作成

ワークショップの開催結果を基に、各地域の地域資源や公共交通の状況、(両地域の機能・役割分担等を踏まえた)両地域の目指す将来像、各地域の活性化やJR芸備線の利活用に向けた取組の内容・主体・時間軸(短期・中期・長期)及び優先順位等を盛り込んだ活性化プランの素案を作成する。

(3) 打合せ等

業務における打合せ回数は、着手時、中間時(各ワークショップの開催前4回)、成果物提出時の計6回を行うほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。また、ワークショップの開催に当たっては、開催の2週間前までに当日の資料や進め方等を発注者に提示すること。

5 委託業務実施計画書

受注者は、契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を得なければならない。なお、委託業務実施計画書には、必要に応じて下記の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 実施内容
- (4) 業務工程(スケジュール)
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 連絡体制(緊急時を含む。)
- (9) その他

上記の「(2) 実施方針」又は「(9) その他」には、個人情報の取扱いや安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する記載を含むものとする。

また、受注者は、委託業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、発注者に変更委託業務実施計画書を提出し承認を得なければならない。

6 成果物について

(1) 委託業務実施報告書

委託業務実施計画書や業務の実施状況、ワークショップ通信、その他、ワークショップの開催案内や配布資料を含む。

(2) 活性化プランの素案

(3) その他、発注者が指示するもの

7 その他

(1) 再委託等について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 電子納品について

ア 本業務は、電子納品対象業務である。

イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子データ納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。

エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

(3) その他特記事項

ア ワークショップの開催等の際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行い、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。

イ 本業務の実施の際し、発注者に提出された成果物の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等してはならない。